

T&M通信

～税務と経営～

● 今月の経営チェックポイント

- 所得税の予定納税額の通知と納付
原則として、前年に15万円以上所得税を納められた方は予定納税が必要になります。予定納税額は6月15日までに税務署から通知があります。
納期については、第1期分が7月1日～31日、第2期分が11月1日～12月1日迄です。振替納税をされている方は、第1期分が7月31日、第2期分が12月1日に振替になります。
- 所得税の予定納税額の減額申請（7月18日まで）
予定納税が必要な方で前年度より大幅に所得が減少する見込みがある場合には、予定納税の減額申請が可能です。
- 労働保険の申告・納付の時期になりました。
労働保険の加入事業所は平成28年度の確定労働保険料と平成29年度の概算労働保険の申告と納付が必要です。（6月1日～7月10日まで）
- 住民税の特別徴収額（給料からの天引）が、平成29年分になります。
- 住民税の普通徴収の方の第一期分の納付期限は6月30日までです。
- 6月、7月決算法人の方は、賞与等決算の対策の準備をして下さい。
- 当事務所におきましてもクールビズの推進を行います。何卒よろしくお願い致します。

● 着眼点

相続税の節税、課税庁VS納税者

税理士 田中 彰

法人税が減税傾向にあるのに対し、消費税や相続税が増税傾向にあることは皆様ご承知かと思えます。相続税は人の死亡によって発生する税金ですが、死亡した人の遺産総額が基礎控除額（3,000万円+600万円×法定相続人数）以下ならば、相続税の申告も納付の義務もありません。基礎控除額が引き下げられる平成26年以前は相続税がかかる人の割合は被相続人100人中4人程度でしたが、今では8人から10人程度とされています。

相続税は富の偏在を防止する目的があるといえ、相続財産が多いほど相続税は多額になるため、納税者が節税策を考えることは尤もなことでしょう。ここに相続税増税を目論む国(課税庁)と納税者や税理士とのバトルが起こります。最近の相続税について課税庁の動向を見てみましょう。

まず節税のスキームとして考えられるのは、高さ60m以上のいわゆるタワーマンション活用による節税、例えば50階マンションの最上階を5億円で購入したが相続税評価では1億円になるとか、広大地（その地域における標準的な宅地の地積に対して著しく広大な土地）を購入し相続税評価で6割近く減額させるとか、あるいは持ち株会社を設立し自社株の評価を大きく下げるなどがあります。これに対して課税庁は、「財産評価基本通達の定めによって評価することが著しく不相当と認められる財産の価額は国税庁長官の指示を受けて評価する」（財産評価基本通達第1章総則6項）ことを根拠に、通達を機械的形式的に適用してその評価額を算出した場合には、その評価額が通常取引価額と比較して著しく乖離したものとな

り、その結果として課税の公平性を担保できなくなる状態を指し、多くの場合「租税回避行為」の問題が生じると考えられ、節税スキームが水泡と化します。

また我々税理士等が、過度な節税行為をした場合にはそのスキームを開示・報告しなければならないという方向で制度設計が行われています。欧米諸国で実施されている租税回避への対策に同調しようということでしょう。

結論として、相続対策について不作為ではいけません、課税庁は納税者等の行為や目的等を着眼点のひとつとしているので、節税策を無駄にしないためにも多角的な検討が必要です。

● 法人の登記や届出について

会社内での変更・異動において主に次の場合に、法務局や税務署・自治体等への変更届提出が必要となります。

役員の就任・辞任、役員の氏名変更、住所変更、などです。

ついうっかり・・・と変更事項を放置していると、過怠金などの罰則が発生する場合があります。このような事項があった場合は、速やかに当事務所へご連絡ください。

(文責 中澤 里美)

● お店紹介

今回は、先日行ったお店を紹介させていただきます。

お店の名前はその名の通り、仏男（フレンチマン）。

一緒に行った友人の友人が経営するビストロで、私も数回行っております。

カウンターに囲まれたオープンキッチンで、会話を止めて調理を見入ってしまいます。

店内に喫煙スペースも用意されておりますので、愛煙家の方も安心です。

私のおススメは、活オマール海老のスパイスと鮑のリゾットです。

手で海老の殻をむく時に指につくスパイスがめちゃくちゃ美味しいです。

場所は七条東洞院を少し下ったビルの2階にあります。

ホームページが無いようですので、詳しくは検索して、「ぐるなび」か「食べログ」をご覧ください。

(文責 竹次 貴)



● クールビズについて

平成17年夏から環境省が推進している「クールビズ」は、地球温暖化対策のため冷房時の室温を28℃で快適に過ごせる軽装や取組を促すものです。環境省が提唱しているクールビズの期間は5月1日から9月30日までです。「クールビズ」の取組が始まってから13年目の夏になりますが、男性のノーネクタイ、ノージャケットの姿はすっかり定着してきました。6月1日からは「スーパークールビズ」の期間となり、ポロシャツやチノパンでも良い期間とされています。10月においても適正な室温管理と、各自の判断により軽装や取組を引き続き呼びかけますとされています。

京都では5月末頃から30℃を越す気温の日もあり、クールビズスタイルで爽やかに仕事に向かいたいものです。とは言え、ビジネスの場面では一定のマナーは必要ですね。

当事務所でも5月下旬より「クールビズ」の取組を行っております。

(文責 田中 恵子)